

厚生労働省  
検疫所

Quarantine Station



## [目次]

|               |    |
|---------------|----|
| ～はじめに～ 検疫所とは  | 1  |
| 検疫所の組織体制      | 2  |
| I 検疫業務        | 3  |
| II 港湾衛生業務     | 5  |
| III 動物の輸入届出制度 | 7  |
| IV 輸入食品監視業務   | 9  |
| V 試験検査業務      | 11 |
| 【参考】 検疫所の設置状況 | 12 |
| 全国の検疫所所在地     | 13 |



明治28年築 旧長浜検疫所

～ はじめに ～

# 検疫所とは

- 厚生労働省が所管する、国の機関です。

- 検疫所の業務は、  
2本の柱(法律)に  
基づいています。

## 検疫法

に基づく

検疫・衛生業務

動物の輸入届出制度  
(感染症法による)

## 食品衛生法

に基づく

輸入食品の監視・指導  
および  
試験検査業務

①「検疫法」に基づいて、海外からの入国者に対する検疫や、感染症のまん延を防止するための港湾における衛生業務等を行うため、  
②「食品衛生法」に基づいて、海外からの輸入食品の監視・指導業務等を行うため、  
全国の主要な海港・空港に設置されています。(次ページ参照)

# 検疫所の組織体制

検疫所は、全国の主要な海港・空港に、本所、支所、出張所をあわせて、計110箇所設置されています。

海外から日本を訪れる外国人旅行者が急増している現在、海や空の玄関口で、感染症の流入を未然に防護する検疫所の役割は、一層重要となっています。

また、国内に流通する輸入食品の安全性を確保するため、輸入食品の審査及び検査を行う等、水際の第一線で輸入食品を監視する重要な役割を検疫所は担っています。

## 本所

13 箇所

### 海港

小樽  
仙台  
東京  
横浜  
新潟  
名古屋  
大阪  
神戸  
広島  
福岡  
那覇

### 空港

成田空港  
関西空港

## 支所

14 箇所

### 海港

千葉  
川崎  
清水  
四日市  
門司  
長崎  
鹿児島

### 空港

千歳空港  
仙台空港  
東京空港  
中部空港  
広島空港  
福岡空港  
那覇空港

## 出張所

83 箇所

### 海港

62 箇所

### 空港

21 箇所

設置場所の詳細は、  
12ページをご参照  
ください。

# 検疫業務

## 【主な業務】

- ・ 入国者への検疫と健康相談
- ・ 出国者の相談対応やリーフレットの配布等

## 入国者への検疫と健康相談

検疫所では、日本に入国(帰国)するすべての人に対して検疫を行います。サーモグラフィー等を用いて発熱の有無を確認するとともに、発熱や咳などの症状がある人、体調や健康に不安のある人を健康相談室へ誘導し、その症状とともに、滞在した国が感染症の流行国かどうか等を確認します(※)。

その結果、検疫感染症に感染している疑いがある場合は、必要に応じて検査を行い、適切な医療機関を紹介します。また、検疫感染症に感染している患者を発見した場合には、必要に応じて隔離、停留、消毒等の防疫措置を行うとともに、貨物や機内などで捕獲された媒介動物についても病原体の有無を検査し、必要に応じて防疫措置を行います。

### ▼ 検疫の実施



(※)

### 世界の最新情報をキャッチし、 わかりやすく提供・説明

海外の感染症の流行状況は日々変化しており、感染症の疫学、診断、治療等に関する新たな知見も集積されています。世界の最新の情報をキャッチし、渡航される方々へ専門的な情報をできるだけわかりやすく提供・説明することも検疫所の業務です。

検疫所では、「[FORTH\(海外で健康に過ごすために\)](#)」というホームページで感染症などの情報提供を行っているほか、各検疫所のホームページでも最新の情報を提供しています。



# II

## 港湾衛生 業務

【主な業務】

- 蚊族の調査
- ねずみ族の調査
- 船舶衛生検査

### 蚊族の調査

蚊媒介感染症であるジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱、マラリア、ウエストナイル熱、日本脳炎の媒介蚊などの侵入や定着の状況を監視するため、海外から来航した船舶、航空機、政令区域内に設けられている施設等について、その状況を調査しています（※）。

また、調査で採集した蚊族について種を同定し、そのうち雌成虫については、蚊媒介感染症の病原体検査も行っています。

（※）

検疫法（昭和二十六年六月六日法律第二百一号）

（検疫所長の行う調査及び衛生措置）

**第二十七条** 検疫所長は、検疫感染症及びこれに準ずる感染症で政令で定めるものの病原体を媒介する虫類の有無その他これらの感染症に関する当該港又は飛行場の衛生状態を明らかにするため、検疫港又は検疫飛行場ごとに政令で定める区域内に限り、当該区域内にある船舶若しくは航空機について、食品、飲料水、汚物、汚水、ねずみ族及び虫類の調査を行い、若しくは当該区域内に設けられている施設、建築物その他の場所について、海水、汚物、汚水、ねずみ族及び虫類の調査を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

2 検疫所長は、前項に規定する感染症が流行し、又は流行するおそれがあると認めるときは、同項の規定に基づく政令で定める区域内に限り、当該区域内にある船舶若しくは航空機若しくは当該区域内に設けられている施設、建築物その他の場所について、ねずみ族若しくは虫類の駆除、清掃若しくは消毒を行い、若しくは当該区域内で労働に従事する者について、健康診断若しくは虫類の駆除を行い、又は検疫官その他適当と認める者をしてこれを行わせることができる。

3 検疫所長は、前項の措置をとつたときは、すみやかに、その旨を関係行政機関の長に通報しなければならない。

#### ▼ 航空機内の蚊族調査



#### ▼ 空港区域の蚊族調査（蚊の採集トラップ）



## ねずみ族の調査

ペスト、ラッサ熱、南米出血熱、腎症候性出血熱（HFRS）、ハンタウイルス肺症候群（HPS）と関係するねずみ族の侵入や定着の状況を監視するため、海外から来航した船舶、航空機、政令区域内に設けられている施設等について、その状況を調査しています。

また、捕獲したねずみ族は種の同定後、剖検検査を行い、その後、病原体保有の有無の確認を行っています。

### ▼ トラップの設置

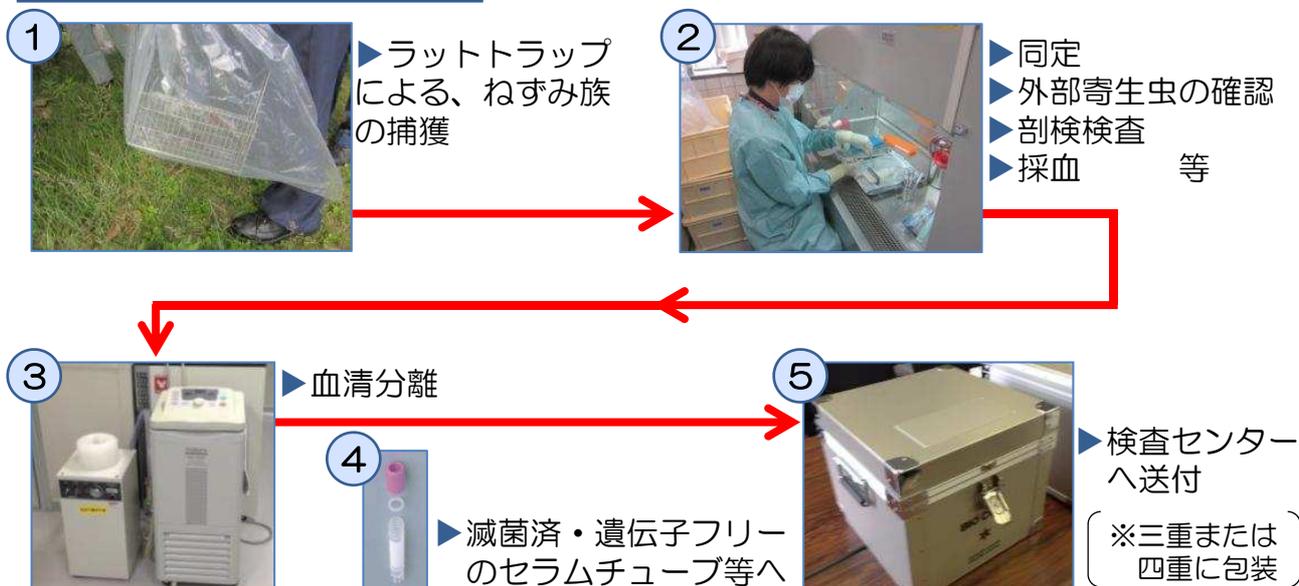


仕掛け場所例（航空貨物上屋）



ラットトラップ設置の様子

### ねずみ族の検査の流れ



## 船舶衛生検査

国際保健規則では、国際航行する船舶を介した感染症の拡大防止および当該船舶に起因して健康に影響を及ぼすことが懸念される公衆衛生上の事項(ねずみや虫類(蚊、ハエ、ゴキブリ)等の発生の有無、食料、飲料水、調理器具、廃棄物等の適正管理、医療器具、消毒剤、殺虫剤、捕そ器、殺そ剤等の整備状況等)全般について確認を行い、船舶の衛生状態に応じ、船舶衛生管理(免除)証明書の交付や衛生状態の改善措置等を実施しています。

### ▼ 船舶衛生検査の様子



# Ⅲ

## 動物の輸入届出制度

### 【主な業務】

- 届出の審査および現場確認
- 動物の輸入相談および広報活動

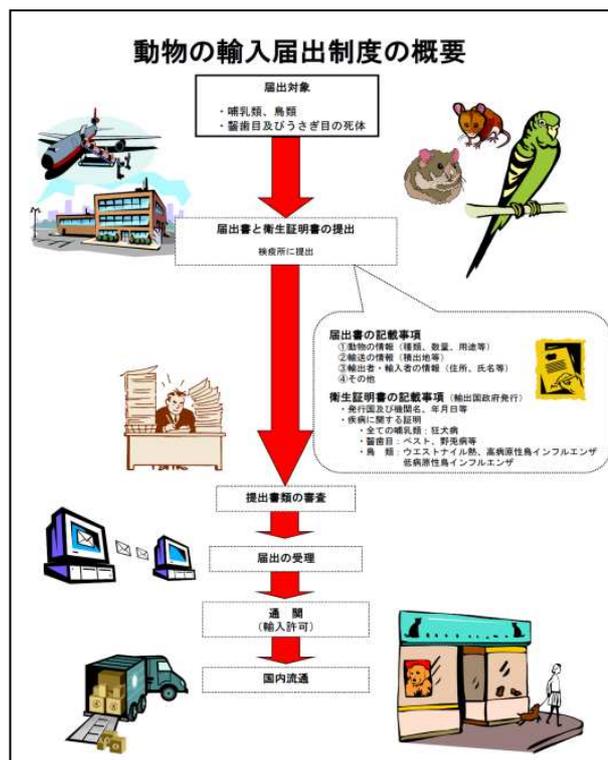
### 届出の審査および現場確認

海外には、日本で流行していない感染症があり、なかには動物が媒介する感染症（動物由来感染症）もあります。輸入された動物を介して、動物由来感染症が日本に侵入しないようにするための制度の一つに【動物の輸入届出制度】（※）があり、その届出書等について、検疫所で審査をしています。

（※）次ページ参照

また、現場確認では、届出書に記載された内容と実際の貨物が合っているか、輸入された動物の健康状態に問題がないかなど、実際に動物を目視で確認します。届出書及び衛生証明書と貨物の内容を確認し、問題がなければ届出を受理します。

#### ▼ 輸入動物届出の流れ



#### ▼ 届出制度の対象となる動物

（輸入禁止動物、動物検疫所対象動物を除く）



**ゲッシ目**  
（ハムスター、リスなど）



**ウサギ目**  
ナキウサギ科



**鳥類**  
（文鳥、インコ、ペンギンなど）



**その他の陸生哺乳類**  
（フェレット、ゾウなど）

(※)

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年十月二日法律第百十四号）

（輸入届出）

**第五十六条の二** 動物（指定動物を除く。）のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの又は動物の死体のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び第七十七条第九号において「届出動物等」という。）を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出動物等の種類、数量その他厚生労働省令で定める事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、輸出国における検査の結果、届出動物等ごとに厚生労働省令で定める感染症にかかっていない旨又はかかっている疑いがない旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、届出動物等の輸入の届出に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 動物の輸入相談および広報活動

検疫所の窓口来所、電話、FAXや電子メールによって、動物の輸入届出制度の内容、動物の輸入方法に関する輸入相談も行っています。

併せて、より多くの方々に制度を知ってもらうことで、安易な動物の持ち込み等を防ぎ、スムーズに輸入を行っていただくため、検疫所のホームページ上で動物の輸入届出制度について紹介しているほか、ポスターの掲示やリーフレットの配布等の各種広報活動を通じ、日頃から制度周知に努めています。

### ▶ ホームページやリーフレット

**海外から動物を持ち帰る方へ**  
届出をしないと持ち込めません。

**届出の対象となる主なペット**

- フェレット
- ハムスター
- オウム
- インコ
- 鳥
- 文鳥

※ 鳥類は羽を折り、足を折り、目を潰す等の処置が必要です。  
※ 鳥類は羽を折り、足を折り、目を潰す等の処置が必要です。

成田空港検疫所  
Narita Airport Quarantine

予防接種 輸入動物 輸入食品 調達情報 検疫所とは

動物を持ち込むには? Bringing Animals into Japan

対象となる動物

- これらの動物は、「動物の輸入届出制度」の対象となり、持ち込むには輸入時に届出が必要になります。ペットも届出の対象となりますのでご注意ください。

フェレット、ハリネズミ、カウツ、トラ、クマなどの哺乳類

動物の輸入届出制度について (厚労省検疫感染症課)

動物を持ち帰る方へ (リーフレット) [pdf]

for individuals who have animals from overseas (Leaflet) [pdf]

オウム、インコ、フィンチ、ペンギン、フクロウなどの鳥類

※ 国、地域によっては日本には持ち込めない場合があります。

海外に動物を持ち出す前には  
海外から動物を持ち帰ろうとする前に  
まずは検疫所に相談してください

動物を手荷物として持ち込む際の流れ

**Step 1 届出の準備**

1. 届出に必要なもの
2. 届出書の作成
3. 届出書の提出

**Step 2 事前準備**

1. 検疫所での検閲
2. 検疫所での検閲
3. 検疫所での検閲

**Step 3 届出**

1. 検疫所での検閲
2. 検疫所での検閲
3. 検疫所での検閲

海外に持ち出した動物は  
日本に持ち帰れません

海外で購入した動物は  
日本に持ち込めません

厚生労働省  
動物輸入届出課

# IV

## 輸入食品 監視業務

### 【主な業務】

- 輸入食品等の監視および指導業務
- 輸入食品相談業務

### 輸入食品等の監視および指導業務

販売や営業で使用する食品等（食品、添加物、器具、容器包装、乳幼児対象のおもちゃ）を輸入する場合に提出される「食品等輸入届出書」<sup>（※1）</sup>を、全国32箇所ある検疫所食品監視窓口で受理し、食品衛生法に基づき適法な食品等であるか、食品衛生監視員が審査しています。

検査が必要と判断された食品等については、命令検査、行政確認検査を実施し、その他の食品等についても計画的なモニタリング検査<sup>（※2）</sup>を行うことにより、効率的・効果的な輸入食品の安全性を確保しています。検査の結果、食品衛生法に違反していることが判明した食品等については、廃棄・積戻しなどの措置をとるよう指導を行っています。

（※1） 食品衛生法（昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号）により、販売又は営業上使用することを目的として輸入する食品、添加物、器具又は容器包装、乳幼児用おもちゃについては、輸入者に対し、輸入のつど厚生労働大臣に対して届け出ることを義務づけています。

（※2）

#### 【命令検査】

輸出国における規制・衛生管理の状況、過去の違反実績等を勘案し、食品衛生法に違反している可能性が高いと見込まれる食品等について、厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生防止を図るために、輸入者に対して命ずる検査

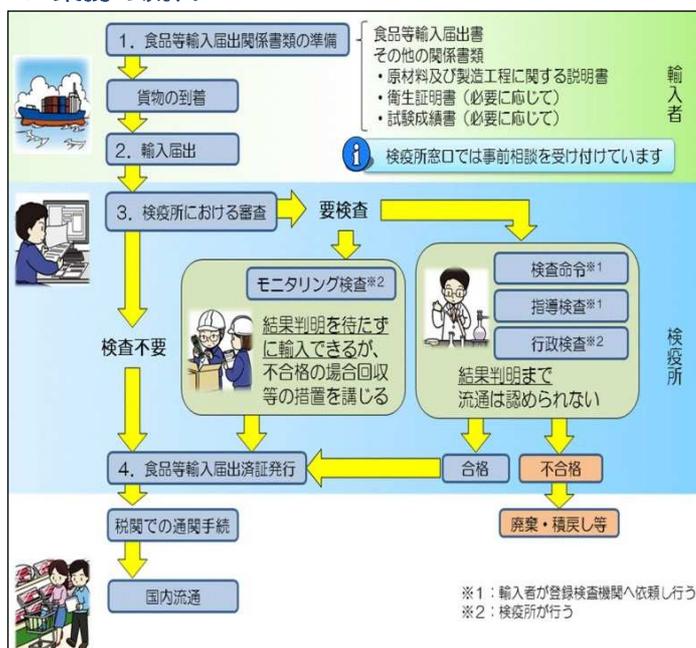
#### 【行政確認検査】

初めて輸入される食品等や食品衛生法に違反する食品等及び輸送途中で事故が発生した食品等の確認のために、検疫所が実施する検査

#### 【モニタリング検査】

多種多様な輸入食品等の食品安全の状況について幅広く監視し、食品衛生法違反が発見された場合には、輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的とし、品目ごとの年間輸入量及び過去の違反実績を勘案した年度計画に基づき、検疫所が実施する検査

#### ▼ 業務の流れ



## 輸入届出が必要なもの（食品衛生法）

### 食品



### 食品添加物



### おもちゃ



### 飲食器具・容器包装



※届出対象：販売品、営業上使用する見本品、試供品など

## 食品等の輸入届出事項

### 届出事項

- ◆ 輸入者の氏名、住所
- ◆ 食品等の品名、数量、重量、包装の種類、用途
- ◆ 使用されている添加物の品名
- ◆ 加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ◆ 遺伝子組換え又は分別流通生産管理の有無
- ◆ 添加物製剤の成分
- ◆ 器具、容器包装又はおもちゃの材質
- ◆ 貨物の事故の有無

等

### ▼ 審査の様子



※全ての届出貨物について、内容を審査します

## 輸入食品相談業務

検疫所では、輸入者や関係事業者に対し、食品等の輸入手続きや検査制度、自主的な衛生管理の取り組みに必要な日本の食品添加物や残留農薬等の規制に関する情報提供を行っています。

併せて、我が国で発見された違反食品や外国における食品衛生状況などの情報も提供しています。

### ▼ 講習会や相談の実施



# V

## 試験検査 業務

【主な業務】

- 輸入食品や感染症についての各種検査

### ▶ 輸入食品や感染症についての各種検査

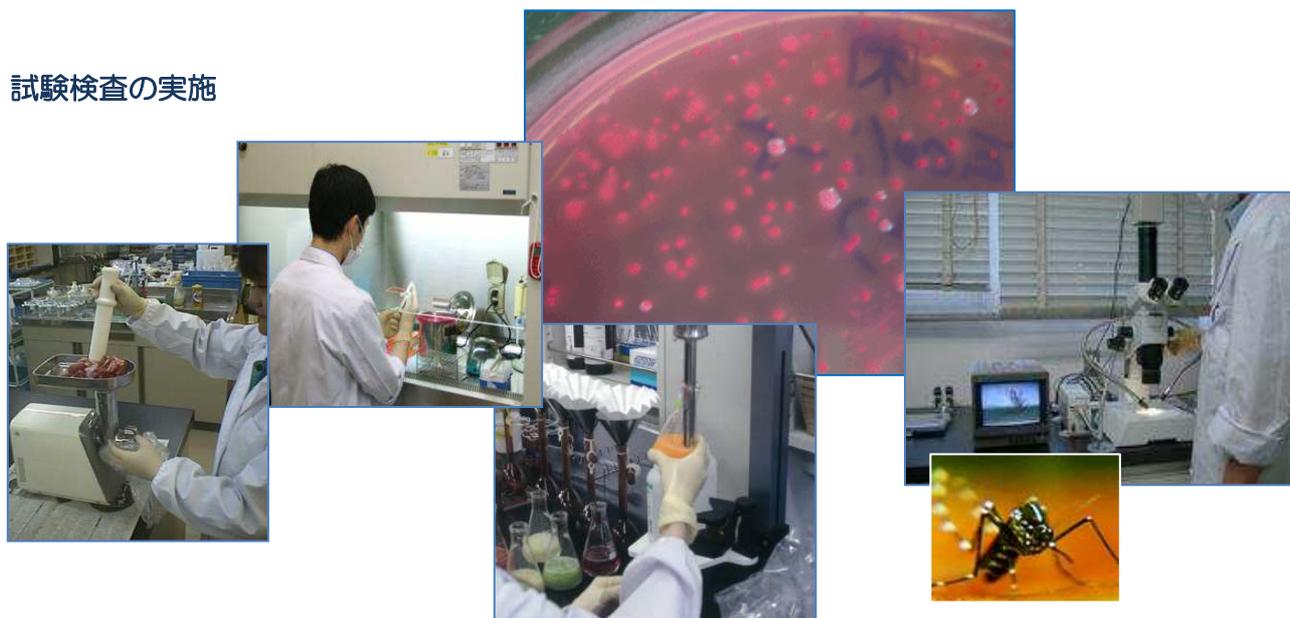
検疫所では、世界各国から輸入される食品等の検査と、海外から侵入する感染症に関する検査を行っています。

輸入食品等については、殺虫剤などの残留農薬、抗生物質などの動物用医薬品、カビ毒や重金属などの有毒有害物質、おもちゃや飲食器具、容器包装の規格、遺伝子組換え食品、食中毒の原因となる病原微生物の検出など、理化学検査および微生物学検査を行っています。

また、感染症については、検疫実施時に検疫感染症に感染した疑いのあるヒトから採取した検体と、港湾衛生業務（※）で捕獲した媒介動物等の検体について、病原体検査を行っています。

（※）港湾衛生業務とは、船舶・航空機などを介して、媒介動物（蚊、ねずみ等）が国内へ侵入・まん延しないよう監視するために行っている業務です。

#### ▶ 試験検査の実施





# 全国の検疫所所在地

